

### 3-2 特殊消火設備の取扱い

#### 特殊消火設備の設置基準について

給食センター、食品加工工場等について、次に掲げる基準全てを満足した場合、特殊消火設備の設置については、政令第32条の規定を適用して、移動式のものとするすることができる。

- 1 フード、ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置が設けられていること。
- 2 ガス漏れ警報器が設けられていること。
- 3 ガス器具への燃焼遮断弁が設けられていること。